

○飯島町商工業振興事業補助金交付要領

平成19年 8 月28日

告示第63号

改正 平成31年 2 月14日告示第 9 号

令和 2 年 3 月24日告示第41号

令和 5 年 3 月 6 日告示第15号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、飯島町商工業振興事業補助金交付要綱（平成13年飯島町告示第18号）第10条の規定により、必要な事項を定めるものとする。

(平成31告示 9 ・一部改正)

(事業用施設新增設支援事業)

第 2 条 商工業経営規模拡大支援事業中の事業用施設新增設支援事業に対する補助金は、次のとおりとする。

- (1) 申請書の提出期限は、新設又は増設した翌 4 月 1 日から 9 月30日までとする。
- (2) 補助金の対象となるものは次のとおりとする。ただし、国県及び町の補助又は、補償等を除いた事業費とする。また、飯島町工場誘致の特例に関する条例（昭和42年飯島町条例第 2 号。以下「条例」という。）による減免の対象となった事業費は除くものとする。

ア 土地 土地に要した投下固定資産総額

イ 家屋 家屋に要した投下固定資産総額

ウ 償却資産 償却資産に要した投下固定資産総額

- (3) 新規雇用者とは、申請日現在で、町内に住所を有する者で雇用形態が半日勤務以上の常勤的雇用者とする。

(事業用施設新設支援事業)

第 3 条 企業誘致促進事業中の新規企業に対する補助金は、次のとおりとする。

- (1) 申請書の提出期限は、新設した翌 4 月 1 日から 9 月30日までとする。
- (2) 補助金の対象となるものは次のとおりとする。ただし、国県及び町の補助又は、補償等を除いた事業費とする。また、条例による減免の対象となった事業費は除くものとする。

ア 土地 土地に要した投下固定資産総額

イ 家屋 家屋に要した投下固定資産総額

ウ 償却資産 償却資産に要した投下固定資産総額

- (3) 新規雇用者とは、申請日現在で、町内に住所を有する者で雇用形態が半日勤務以上

の常勤的雇用者とする。

- (4) 当補助事業の新規企業として申請できる期間は、町内で新たに事業を開始した翌年度から3年間とする。ただし、土地の取得から3年以内に工場等の建設に着手した場合に限る。

(工場等用地取得事業)

第4条 工場等用地取得事業中の中小企業者に対する補助金は、次のとおりとする。

- (1) 申請書の提出期限は、産業用地を取得し、事業用施設の建設に着手した翌年度1月31日までとする。

(平成31告示9・追加、令和5告示15・一部改正)

(産業立地促進事業)

第5条 産業立地促進事業中の中小企業者に対する補助金は、次のとおりとする。

- (1) 申請書の提出期限は、産業用地を取得し、事業用施設の建設に着手した翌年度1月31日までとする。

- (2) 要綱別表第2に規定する飯島町の誘致活動により企業の立地がなされた産業用地とは、次のとおりとする。

ア 飯島町総合計画で位置づけられた、雇用の拡大及び産業の発展に寄与する企業が立地した産業用地等

イ 町長が特に必要と認めた企業が立地した産業用地等

(令和5告示15・追加)

第6条 産業用地流動化事業中の土地所有者に対する補助金は、次のとおりとする。

- (1) 申請書の提出期限は、原則として土地を売却した翌年の確定申告日以降の3月15日までとする。

(令和5告示15・追加)

(商業の未来応援事業)

第7条 商工振興支援事業中の商業の未来応援事業に対する補助金は、次のとおりとする。

- (1) 施設整備費とは、店舗等施設の改修及び改装費であり、それに伴い必要となる機器類、什器類も含めることができるものとする。

- (2) 店舗等施設の改修及び改装を伴わない単なる機器類、什器類の更新については補助金の対象外とする。

- (3) 商業の未来応援事業補助金の交付は1施設につき1回限りとする。

(令和2告示41・追加、令和5告示15・旧第5条繰下)

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、町長が別に

定める。

(平成31告示9・旧第4条繰下、令和2告示41・旧第5条繰下、令和5告示15・
旧第6条繰下)

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成31年告示第9号）

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年告示第41号）

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年告示第15号）

この要領は、公布の日から施行する。